明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（財務二二〇）　一
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同二二一）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同二二二）　二
〔資料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇二一年四～六月期）（内閣府）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人労働者健康安全機構令和二事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二四
地方公共団体
行旅死亡人関係　三三
会社その他
会社決算公告　三三